

訪問看護サービス（医療）重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

当事業所は、健康保険法令に基づく訪問看護事業を行うものとして指定を受けています。当事業所の概要や、提供するサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを記載したものです。
訪問看護ステーション いな歩（兵庫県指定ステーションコード 第 3290058 号）

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団衿正会
代表者氏名	理事長 生駒 二郎
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	川辺郡猪名川町広根字九十九番地 072-766-0172
法人設立年月日	平成 14 年 4 月 10 日
ホームページアドレス	URL https://ikoma-hp.com

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション いな歩
事業所番号	3290058
事業所所在地	川辺郡猪名川町広根字九十九番地
連絡先 相談担当者名	072-767-9585（直通） FAX 072-767-9727 072-766-0172（代表） FAX 072-766-7156 相談担当者 森村 美加
事業所の通常の 事業の実施地域	猪名川町全域、川西市（花屋敷、南花屋敷、栄根、加茂、久代を除く）、 宝塚市西谷地区（香合新田、上佐曾利を除く）、豊能郡能勢町・豊能町 の一部地域除く
当事業所に併設さ れている介護保険 適用の事業所	「介護医療院」、「短期入所療養介護」、「介護予防短期入所療養介護」、「訪 問リハビリテーション」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「居宅介 護支援事業所」
ホームページアドレス	URL https://ikoma-vns.com

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（但し 祝日、12/30～1/3 を除く）
営業時間	9:00～17:00
その他	営業時間外については、必要に応じて訪問します。

(4) 事業所の職員体制

管理者	森村 美加（看護師）
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、ご利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 ご利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 ご利用者又はそのご家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常にご利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、ご利用者又はそのご家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	常勤 2名
看護職員（看護師・准看護師）	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。 	常勤 1名 非常勤 1名
理学療法士及び作業療法士	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。 	常勤 1名
事務職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療請求事務及び通信連絡事務等を行います。 	非常勤 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

(I) 要支援、要介護者のうち

- ① 厚生労働大臣が定める疾病等の方
- ② 特別訪問看護指示書が交付された方（認知症を除く）

(II) 要支援、要介護認定が非該当の方

(III) 要介護認定未申請の方

(IV) 64歳までの医療保険加入者

利用料の負担

後期高齢者医療：75歳以上：1割～3割

前期高齢者医療：70歳～74歳：1割～3割

各医療保険：就学児～69歳：3割

未就学児：2割

* その他：高額医療、公費負担の方などはそのご負担に定められた負担割合

* 負担割合により実費が異なります。負担率に関しましては看護対象者お住まいの役所にてお問合せください。

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の訪問看護指示書指示並びにご利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づきご利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ・ 症状、障害の観察 ・ 清拭、洗髪などによる清潔の保持 ・ 食事及び排出など日常生活の世話 ・ 褥瘡の予防、処置 ・ リハビリテーション ・ ターミナルケア ・ 認知症患者の看護 ・ 療養生活や介護方法の指導 ・ カテーテルなどの管理 ・ その他の医師の指示による医療処置 ・ 服薬管理

(2) 職員の禁止行為

職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① ご利用者又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② ご利用者又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ ご利用者の同居ご家族に対するサービス提供
- ④ 主治の医師の意見に反するサービス提供
- ⑤ ご利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑥ 身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

- ⑦ その他ご利用者又はご家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 備品等の使用について

職員がサービスの実施のため必要な備品等（水道・電気・ガス等を含む）は無償で使用させて頂きます。又、事業所に連絡する場合の電話等も無償で使用させて頂きます。

(4) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

管理療養費 《医療・精神医療》

管理療養費		利用料金 (円/回)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護管理療養費 (月の初回)	機能強化型訪問看護 管理療養費 1	13,230 円	1,323 円	655 円	982 円
	機能強化型訪問看護 管理療養費 2	10,030 円	1,003 円	2,006 円	3,009 円
	機能強化型訪問看護 管理療養費 3	8,700 円	870 円	1,740 円	2,610 円
	1～3 以外の場合	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
訪問看護管理療養費 (月の2日目以降)	訪問看護管理療養費 1	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	訪問看護管理療養費 2	2,500 円	250 円	500 円	750 円

基本療養費 《医療》

基本療養費 項目			利用料金 (円/回)	利用者負担額		
				1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日 まで	看護師	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		准看護師	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	週4日 以上	看護師	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
		准看護師	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
PT・ST・OT			5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) ※同一建物3人以上	週3日 まで	看護師	2,780 円	278 円	556 円	834 円
		准看護師	2,530 円	253 円	506 円	759 円
	週4日 以上	看護師	3,280 円	328 円	656 円	984 円
		准看護師	3,030 円	303 円	606 円	909 円
PT・ST・OT			2,780 円	278 円	556 円	834 円
訪問看護管理療養費Ⅲ ※在宅療養に備えた一時的な外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定める疾病等は 入院中に2回		8,500 円	444 円	888 円	1,332 円

基本療養費 《精神医療》

基本療養費 項目			利用料金 (円/回)	利用者負担額			
				1割	2割	3割	
精神科 訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日 まで	(30分未満) 看護師・OT	4,250円	425円	850円	1,275円	
		准看護師	3,870円	387円	774円	1,161円	
		(30分以上)	看護師・OT	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		准看護師	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
	週4日 以上	(30分未満)	看護師・OT	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		准看護師	4,720円	472円	944円	1,416円	
	(30分以上)	看護師・OT	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
	准看護師	6,050円	605円	1,210円	1,815円		
精神科 訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき) ※同一建物3人以上	週3日 まで	(30分未満)	看護師・OT	2,130円	213円	426円	639円
		准看護師	1,940円	194円	388円	582円	
		(30分以上)	看護師・OT	2,780円	278円	556円	834円
		准看護師	2,530円	253円	506円	759円	
	週4日 以上	(30分未満)	看護師・OT	2,550円	255円	510円	765円
		准看護師	2,360円	236円	472円	708円	
	(30分以上)	看護師・OT	3,280円	328円	656円	984円	
	准看護師	3,030円	303円	606円	909円		
訪問看護管理療養費Ⅲ ※在宅療養に備えた一時的な外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回		8,500円	850円	1,700円	2,550円	

加算 《医療・精神医療》

<input checked="" type="checkbox"/>	加算 項目	利用料金	利用者負担額 (1割)	算定回数等
<input type="checkbox"/>	24時間対応体制加算(イ)	6,800円/月	680円	
<input type="checkbox"/>	24時間対応体制加算(ロ)	6,520円/月	652円	
<input type="checkbox"/>	難病等複数回訪問加算	4,500円/日	450円	2回/日訪問
<input type="checkbox"/>		8,000円/日	800円	3回以上/日訪問
<input type="checkbox"/>	難病等複数回訪問加算	4,000円/日	400円	2回/日訪問
<input type="checkbox"/>	※同一建物3人以上	7,200円/日	720円	3回以上/日訪問

<input type="checkbox"/>	緊急訪問看護加算	2,650 円/日	265 円	(月 14 日目まで)
		2,000 円/日	200 円	(月 15 日目まで)
<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算 (90 分超)	5,200 円/週	520 円	(週 1 回まで)
<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算 看護師・PT・OT・ST 准看護師 看護補助者 ※①	4,500 円/回	450 円	(週に 1 日まで)
		3,800 円/回	380 円	(週に 1 日まで)
		3,000 円/回	300 円	(週に 3 日まで)
<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算 ※同一建物 3 人以上 看護師・PT・OT・ST 准看護師 看護補助者	4,000 円/回	400 円	(週 1 日まで)
		3,400 円/回	340 円	(週に 1 日まで)
		2,700 円/回	270 円	(週に 3 日まで)
<input type="checkbox"/>	退院支援指導加算	6,000 円/回	600 円	(90 分未満)
		8,400 円/回	840 円	(90 分以上)
<input type="checkbox"/>	在宅患者連携指導加算	3,000 円/回	300 円	(月 1 回まで)
<input type="checkbox"/>	在宅患者緊急等カンファレンス加算	2,000 円/回	200 円	(月 2 回まで)
<input type="checkbox"/>	特別管理加算 (I)	5,000 円/月	500 円	
<input type="checkbox"/>	特別管理加算 (II)	2,500 円/月	250 円	
<input type="checkbox"/>	早朝・夜間・深夜 訪問看護加算	2,100 円/回	210 円	早朝 (6:00~8:00)
		2,100 円/回	210 円	夜間 (18:00~22:00)
		4,200 円/回	420 円	深夜 (22:00~6:00)
<input type="checkbox"/>	訪問看護情報提供療養費 (1)	1,500 円/月	150 円	
<input type="checkbox"/>	看護・介護職員連携強化加算	2,500 円/月	250 円	
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	8,000 円/回	800 円	
<input type="checkbox"/>	特別管理指導加算	2,000 円/回	200 円	
<input type="checkbox"/>	精神科重症患者支援連携加算 (イ)	8,400 円/月	840 円	
<input type="checkbox"/>	精神科重症患者支援連携加算 (ロ)	5,800 円/月	580 円	
<input type="checkbox"/>	訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円/月	5 円	
<input type="checkbox"/>	訪問看護ベースアップ評価料 (I)	780 円/月	78 円	
<input type="checkbox"/>	訪問看護ベースアップ評価料 (II) 1	10 円/月	1 円	※定期的に評価し算定
	訪問看護ベースアップ評価料 (II) 2	20 円/月	2 円	
	訪問看護ベースアップ評価料 (II) 3	30 円/月	3 円	
	⋮	⋮	⋮	
<input type="checkbox"/>	訪問看護ベースアップ評価料 (II) 18	500 円/月	50 円	
<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナル療養費 (I)	25,000 円/月	2,500 円	
<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナル療養費 (II)	10,000 円/月	1,000 円	
<input type="checkbox"/>	遠隔死亡診断補助加算	1,500 円/月	150 円	
<input type="checkbox"/>	死後の処置	実費	15,000 円	

* 該当する加算のみ請求いたします。

* ご利用者負担額は、1 カ月単位で請求いたします。(10 円未満は四捨五入)

※ 24 時間対応体制加算 (イ) (ロ)

ご利用者の同意を得て、ご利用者又はそのご家族等に対して 24 時間対応できる体制にあって、緊急訪問看護を必要に応じて行う場合に加算されます。

- イ 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合
- ロ イ以外の場合

※ 難病等複数回訪問加算

難病等のご利用者に 1 日に複数回の訪問看護を行うと算定できる加算です。
算定は必ず医療保険のご利用者となります。

※ 緊急訪問看護加算

ご利用者又はその家族等の求めに応じて主治医の指示に基づき、緊急に指定訪問看護を実施した場合に、24 時間対応体制とは別に加算されます。1 日につき 1 回。

※ 長時間訪問看護加算

訪問看護サービスでは、1 時間 30 分以上続けて訪問看護を行った場合に加算されます。

※ 複数名訪問看護加算

1 人で看護を行うことが困難なご利用者に対して、同時に複数名で訪問した場合に加算されます。※①同日日に複数回訪問場合は 1 回目 3000 円、2 回目 6000 円、3 回目 10000 円（10 割の場合）となります。

※ 退院支援指導加算

病院などの医療機関（保険医療機関）から退院する利用者に対して、退院日に在宅療養上必要な指導を行った場合に加算されます。

※ 在宅患者連携指導加算

ご利用者の診療情報などを医療関係職種間で文書を共有し、各職種が診療情報を踏まえて対応した場合に加算されます。

※ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

治療方針の変更時や、ご利用者の状態急変時等に、在宅医療を担う医師の求めにより、医療機関関係職種等がカンファレンスを行い、療養上に必要な指導を行った場合に加算されます。

※ 特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）

特別な管理を要するご利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

（Ⅰ）特別な管理のうち重症度等の高い場合

在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態（胃管、腎瘻カテーテル、膀胱留置カテーテルなど）を使用している状態

（Ⅱ）在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。

人工肛門、人工膀胱を設置している状態
真皮を超える褥瘡の状態
在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している状態

※ 早朝・夜間訪問看護加算・深夜訪問看護加算

ご利用者又はそのご家族等の求めに応じて、夜間や早朝、深夜に訪問看護を行った場合に加算されます。

- ※ 訪問看護情報提供療養費（1）
関係機関からの求めに応じ、ご利用者またはそのご家族の同意を得て、訪問看護を行った日から2週間以内に居住地の市区町村（自治体）、保健所、精神保健福祉センターなどに対して、書面による訪問看護に関する情報提供をした場合に加算されます。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算
痰の吸引が必要なご利用者に対して、看護職員が痰の吸引業務について医師の指示の下に計画書を作成し、訪問介護事業所の訪問介護員等に、痰の吸引等の業務や緊急時の対応について助言した上で、ご利用者の居宅等において、業務の実施が確認できた場合に加算されます。
- ※ 退院時共同指導加算
介護老人保健施設や介護医療院、病院、診療所にいるご利用者が当該施設や退所をする際、本人や担当看護師への指導を主治医や関係者が共同で行い、安心して在宅療養ができるようにする活動を評価した場合に加算されます。
- ※ 精神科重症患者支援連携加算（イ）（ロ）
精神疾患を持つ方が病院から在宅療養に移行できるよう推進する観点から、精神疾患の病状が不安定な患者等を対象に訪問看護ステーションの職員が保険医療機関と連携して行う訪問看護を評価するための加算です。
主治医が属する保険医療機関の職員と共同で会議を行い、支援計画を策定すること。
保険医療機関と連携して設置する専任のチームに、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士のいずれか1名以上が参加していること。
保険医療機関との定期的なカンファレンスの他、あらかじめ利用者や家族からの同意を得て、利用者の病状、治療計画、直近の治療内容等の緊急対応に必要な診療情報について随時提供を受けていること。
（イ）精神科在宅患者支援管理料2のイを算定するご利用者に対して、週に2回以上精神科訪問看護を実施する場合。
（ロ）精神科在宅患者支援管理料2のロを算定するご利用者に対して、週に2回以上精神科訪問看護を実施する場合。
専任のチームによるカンファレンスを月1回以上開催し、必要に応じて保健所または精神保健福祉センター等と共同して会議を開催すること。
- ※ 特別管理指導加算
退院時共同指導加算を行ったご利用者のうち、特定の状態にあるご利用者に対して退院時共同指導を行う加算されます。
- ※ 訪問看護DX情報活用加算
別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算されます。
- ※ 訪問看護ターミナルケア療養費（Ⅰ）（Ⅱ）
ターミナルケアの支援体制を整備している訪問看護ステーションが、在宅等での終末期の看護提供を行った場合に加算されます。
- ※ 遠隔死亡診断補助加算
別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

険医療機関において、区分番号C001の注8（区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合を含む。）に規定する死亡診断加算及びC005の注10（区分番号C005-1-2の注6の規定により準用する場合を含む。）に規定する在宅ターミナルケア加算を算定する患者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する患者に限る。）に対して、医師の指示の下、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、情報通信機器を用いて医師の死亡判断の補助を行った場合は加算します。

4 その他の費用について

① 交通費	通常の事業の実施地域を越えて指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた距離(km)×100円(税込み)とします。	
② 実費費用	サービス提供についての記録、その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担頂きます。(1枚につき10円)	
③ キャンセル料	利用予定日前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者へ申し出て下さい。 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合は、取消料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。	
	利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
	利用予定日の前日に申し出があった場合	当日料金の50%
	前日までに申し出がなかった場合	当日料金の全額
※ただし、ご利用者の体調不良等、正当な事由がある場合にはこの限りではありません。		

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（医療保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日以降にお渡しします。</p>
② 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 利用料のお支払い方法</p> <p>(ア)銀行口座振替 (イ)事業所指定口座への振り込み (ウ)現金支払い</p> <p>お支払いの詳細並びに注意事項については別途ご説明いたします。</p>

※ 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	森村 美加
	イ	連絡先電話番号	072-767-9585
		FAX 番号	072-767-9727
	ウ	受付日及び受付時間	月～金 9：00～17：00

※ 担当する職員は、ご利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、医療保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 主治の医師の指示並びにご利用者の心身の状況、またご利用者やご家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成し、ご利用者の同意を得て交付します。
- (3) 「訪問看護計画」に沿ってサービスを提供します。看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示などは、すべて当事業所が行ないますが、実際の提供にあたっては、ご利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について及び身体拘束について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	森村 美加
-------------	-----	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受け入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（ご利用者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）を禁止します。身体的拘束等を行う場合には、その態様や時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

9 ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（・叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）

10 24 時間体制、緊急時の対応及び複数名による訪問看護について

営業日及び営業時間外においても、電話または必要に応じて訪問看護を行います。

連絡は、別紙の電話連絡を利用してください。

訪問看護実施中にご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時には必要に応じて手当を行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し適切な処置を行います。

医師の指示及び訪問看護サービスの内容により、必要に応じて複数名の同行訪問看護を行います。

11 秘密の保持と個人情報の保護について（契約書第 13 条参照）

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いませぬ。また、ご利用者のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者のご家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、ご利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、ご利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者の負担となります。）</p>

12 事故発生時の対応方法について

事故が発生した場合は、ご利用者やそのご家族に対し、速やかに状況を報告説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

13 損害賠償について（契約書第 15 条、16 条参照）

- (1) 事業者において、事業所の責任によりご利用者の生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、その損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - 一、ご利用者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - 二、ご利用者（その家族も含む）がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - 三、ご利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを起因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - 四、ご利用者が、事業所もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

14 身分証携行義務

職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者またはご利用者のご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、ご利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

17 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提

供の終了時にご利用者の確認を受けることとします。またご利用者の確認を受けた後は、その控えをご利用者に交付します。

- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

18 衛生管理等

- ① 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

19 感染症の予防及びまん延のための措置について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

20 業務継続計画の策定等について

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 事業所は、従業員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問看護に係るご利用者及びそのご家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

(2) 苦情申立の窓口

【総合相談窓口】	所在地 川辺郡猪名川町広根字九十九番地 TEL 072-767-9585 受付時間 9:00~17:00 月~金 生駒病院玄関横に相談窓口を設置し、スタッフが相談担当者として対応いたします。
-----------------	--

【猪名川町役場】 生活部 福祉課	所在地 川辺郡猪名川町上野字北畑 11 の 1 TEL 072-766-8701 FAX 072-766-8895 受付時間 8:45~17:30 月~金
---------------------	---

22 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

医療法人社団 衿正会 は、(医療保険)訪問看護でのサービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	川辺郡猪名川町広根字九十九番地
	法人名	医療法人社団衿正会
	代表者名	理事長 生駒 二郎
	事業所名	訪問看護ステーション いな歩
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	
	続柄	